

消防団員になって 地域のために 活動しよう！

「地域のために、何かしてみたい」、「人の役に立つことをしてみたい」、「でもどうやっていいだろう」と思っている皆さん、消防団ではそんな皆さんを大歓迎しています。

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛の精神に基づき、地域の安全を守るため活躍している人の集まりです。火災などの災害時には消防署と一体となって、迅速に消火・救出活動を行い、災害から街と住民を守るという重要な役割を担っています。

近年各地で多発した大規模災害では、多くの死傷者や行方不明者が出る中、さまざまな場面で消防団員が活躍し、安全と秩

序を守る地域社会の担い手として、その役割はますます高まってきています。

一方、全国的に団員の高齢化など、その数は年々減少し、団員の確保対策が大きな課題となっているのが現状です。

消防団は、災害から住民の生命と財産を守るという非常に重要な組織です。

皆さんの消防団への入団をお待ちしています。

問合せ 総務課消防団担当

☎62-1230 内線204

春季全国火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)

3つの習慣・4つの対策を心がけましょう。

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用の火災警報器を設置しましょう。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

消防団って？

消防団は、市町村が設置する機関で、消防本部、消防署と協力して消防活動を行います。

団員の身分は特別職の地方公務員とされ、報酬が支給されます。また、活動中のケガなどに対する補償があり、5年以上勤務した団員には退職報償金も支給されます。

年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで支払われますが、受け取るためには請求が必要です。請求ができるのは、亡くなったかたと生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母など）のかたです。（遺族給付を請求できる場合もあります。）

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 秩父社会保険事務所 ☎27-6561
町民生活課保険年金担当
☎62-1230 内線103・105

国民年金に関する電話相談窓口のご案内

年金に関する電話でのご相談は、「埼玉国民年金電話相談センター」と「ねんきんダイヤル」でお受けします。

●資格・免除・保険料などについて

埼玉県国民年金電話相談センター ☎27-6561

●給付・請求手続きなどについて

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(全国共通電話番号)
☎03-6700-1165(IP電話・PHS)

※「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターなどのうち、回線の空いているところにおつなぎします。通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。